資料２

第４部　第８期米子市障がい福祉計画・第４期米子市障がい児福祉計画　改正案

１　概要

(1) 法的根拠

①　第８期米子市障がい福祉計画

障害者総合支援法第 88 条の規定に基づき、障がい福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保などについて定めたものです。

②　第４期米子市障がい児福祉計画

児童福祉法第 33 条の 20 の規定に基づき、障がい児福祉サービスの提供体制の確保などについて定めたものです。

これら二つの計画は、それぞれの法律で一体のものとして作成することができるとされていることから、一体のものとして作成します。

(2) 計画期間

令和９年度から令和 11 年度までの３年間

2　作成する目的・基本的な考え方

第８期米子市障がい福祉計画及び第４期米子市障がい児福祉計画（以下「障がい福祉計画等」という。）は、国の基本指針に基づき、障がい福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業及び障害児通所支援等の提供見込量を推計し、見込量確保のための方策や提供体制などについて、計画的に実施していくために定めるものです。

障がい福祉計画等の作成に当たっては、基本指針で示された基本理念等に基づき、次の視点を踏まえて取り組むこととしますが、米子市の障がいのある人の状況や事業所等の実態など、本市の実情を踏まえたものとします。

(1) 障がい者等の自己決定の尊重と意思決定の支援

共生社会を実現するため、障がいのある人の意思決定を支援し、本人の自己決定を尊重する~~ことで、~~とともに、~~どこで、だれと、どうように暮らすかなどの自らの意思が反映された生活を送ることができるように、障がいのある人の~~その自立と社会参加の実現を図~~ります。~~~~るために必要となる障害福祉サービス等の提供体制の整備を進めます。

(2) 障がい種別によらない一元的な障がい福祉サービスの実施

障がい福祉サービスの対象は、身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者（発達障がい者及び高次脳機能障がい者を含む。）並びに難病患者等の 18 歳以上の者並びに障がい児とします。

(3) 地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労の支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

障がいのある人等の自立を支援するため、入所や入院から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援などの課題に対応したサービス提供の体制を整備し、精神障がいのある人を含めて障がいのある人等とその家族の生活を地域全体で支える仕組みの構築を目指します。

(4) 地域共生社会の実現に向けた取組

地域のあらゆる住民が「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、すべての人々が地域、暮らし、生きがいをともに創り、高め合うことができる「地域共生社会」の実現に向け、地域住民による主体的な地域づくりを促進します。また、保健、医療、障がい福祉、保育、教育などの関連機関が共通の認識のもと、医療的ケア児など専門的な支援を要する人に対して包括的かつ総合的な支援を行う体制の構築を計画的に推進します。

そのなかで、米子市地域”つながる”福祉プランに基づき本市が取り組んでいる、身

近な地域において分野横断的かつ包括的な相談・支援を行う重層的支援体制整備事業との連携を一層進めます。

(5) 障がいのある児童の健やかな育成のための発達支援

障がいのある児童の支援にあたっては、障がいのある児童及びその家族に対し、発達に不安がある段階から身近な地域で支援できるよう、障がいの種別にかかわらず、専門的な発達支援を行う障害児通所支援等の充実を図ります。

また、障がいのある児童のライフステージに沿って、地域の保健、医療、障がい福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目のない一貫した支援を提供する体制の構築を目指します。

さらに、障がいのある児童が障害児支援を利用することにより、地域の保育、教育等の支援を受けることができるようにすることで、障がいの有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できるよう、障がいのある児童の地域社会への参加やインクルージョンを推進します。

加えて、医療的ケアが必要な児童が、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の支援を円滑に受けることができるよう、関係機関が共通理解のもとで包括的な支援を行う体制整備を進めます。

~~### (6) 障がい福祉人材の確保・定着~~

~~障がいのある人の重度化や高齢化が進む中においても、将来にわたって安定的に障がい福祉サービス等を提供し、さまざまな障がい福祉に関する事業を実施していくためには、提供体制の確保と併せてそれを担う人材の確保・定着が必要です。~~

~~その実現のため、専門性を高めるための研修の実施、多職種間の連携の推進、障がい福祉の働きがいなどの積極的な周知・広報等に取り組むとともに、障がい福祉職場における職場環境の整備やハラスメント対策などに事業所と協力して取り組みます。~~

(6) 障がいのある人の社会参加を支える取組定着

障がいのある人の地域における社会参加を促進するため、障がいのある人の多様なニーズを踏まえ、文化・芸術活動や健康づくり、スポーツ等、障がいのある人が地域でいきいきと安心して健康的に暮らすことができるよう取り組みます。

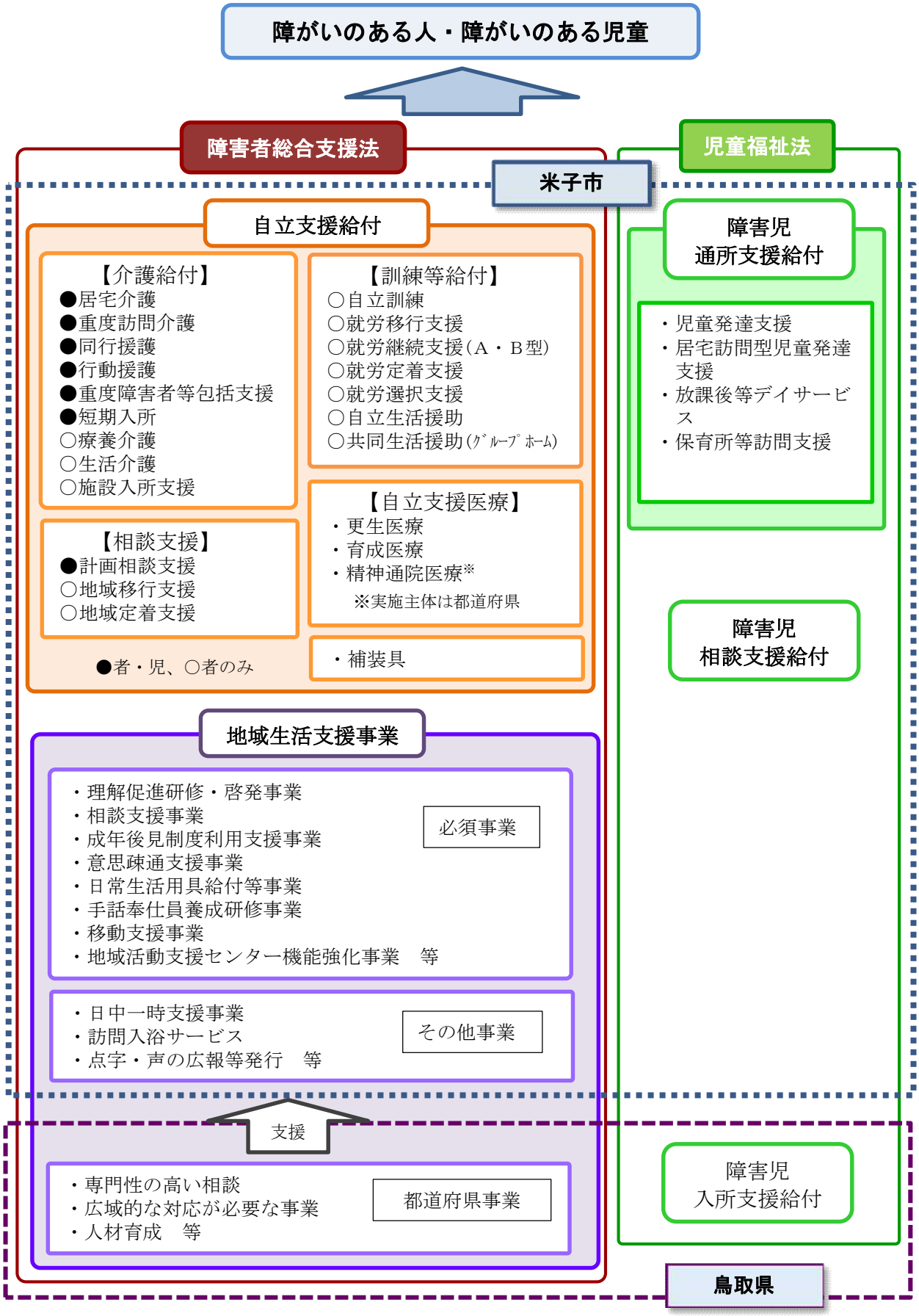
特に、「障害者による芸術文化活動の推進に関する法律」が平成 30 年に施行されたことを踏まえ、障がいのある人が文化芸術を通じて個性や能力を発揮し、多様な活動に参加する機会を確保することで社会参加の促進を図ります。

また、「読書バリアフリー法」が令和元年に施行されたことを踏まえ、読書を通じて文字・活字文化を享受することができる社会の実現と、みえない・みえにくい人等の読書環境の整備を計画的に推進します。

さらに、「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」が令和４年に、また「手話施策推進法」が令和７年に施行されたことを踏まえ、障がいのある人の情報の取得利用や意思疎通を推進するため、関係部局との連携を図りつつ、障がい特性に配慮した意思疎通支援や支援者の養成、支援者を養成する指導者の確保、ＩＣＴ活用等の促進を図ります。

3　障害者総合支援法・児童福祉法に基づく支援の体系

(1) 体系図



(2) ~~鳥取県西部障害者~~自立支援協議会との連携

障がい福祉計画等に掲げた目標値を達成するためには、地域全体で障がいのある人や障がいのある児童を支える体制を構築する必要があります。

鳥取県西部圏域では、平成 20 年に鳥取県西部圏域の 9 市町村共同で「鳥取県西部障害者自立支援協議会」を設置し、鳥取県西部圏域の障がいのある人の団体、事業所、保健・医療機関や企業等のネットワークを構築し、圏域での障がい福祉サービスの提供体制の整備及び支援体制の充実に取り組んでいます。

一方、構成する各市町村の取組の内容や地域性による課題の違いも生じていることから、本市及び日吉津村における障がい福祉サービス等の整備と支援体制の充実を図ることを目的に、令和元年度に「米子市・日吉津村障がい者自立支援協議会」を設置しました。

今後~~は~~も、米子市・日吉津村障がい者自立支援協議会における取組を中心としながら、圏域での協議会とも連携し、情報や課題の共有を図ることで、本市における障がい福祉サービス等の支援体制の整備を進めます。

4　3年後(令和 11 年度)の目標値の設定

国の基本指針に基づき、本市の実情を踏まえ、次のことについて令和 11 年度末の目標値を定めます。

(1) ~~施設~~福祉施設の入所者の地域生活への移行
(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築
(3) 地域生活支援の充実
(4) 福祉施設から一般就労への移行等
(5) 障がいのある児童の支援の提供体制の整備等
(6) 相談支援体制の充実・強化等
(7) 障がい福祉サービス等の質の向上

(1) 施設福祉施設の入所者の地域生活への移行

施設を退所し地域での生活に移行される方の人数と、令和 11 年度末における施設入所者の人数について目標値を定め、施設入所者の地域生活への移行に必要な地域での支援体制の整備などの取組を進めます。

また施設の居室の個室化の取組みを推進するとともに、日中活動の場と住まいの場の分離を進めます。

①　国の基本指針の成果目標

ア入所者の地域生活への移行

○施設入所者数（令和 7 年度末時点）の６％以上を地域生活へ移行する。
○施設入所者数（令和 7 年度末時点）の５％以上を削減する。

イ居室の個室化等の取組

施設の居室の個室化等の取組みを推進するとともに、日中活動の場と住まいの場の分離を進める。

ウ意向確認担当者による支援

地域移行に対する入所者の意思を適切に確認するため、施設の意向確認担当者による取り組みを進める。

②　本市の目標値

ア入所者の地域生活への移行

	令和 11 年度末の目標値	
	地域生活への移行者数	施設入所者数の削減
令和 7 年度末 施設入所者数 141 人	9 人	8 人
	(6.4%)	(5.7%)

イ居室の個室化等の取組

生活環境の向上を図るため、施設の居室の個室化・ユニット化の取組みを推進し、令和 11 年度末までに半数以上の施設の個室化を進めます。また、市内の施設においては、日中活動の場と住まいの場の分離はすでに行われています。

ウ意向確認担当者による支援

地域移行に対する入所者の意思を適切に確認するため、施設の意向確認担当者が地域移行に対する意思確認をすべての入所者に対して年に１回以上行います。

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

令和 11 年度における目標値を定め、その達成のため、精神障がいや発達障がい、高次脳機能障がいのある人が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、医療、障がい福祉、介護、住まい、就労、地域の助け合いなどが包括的に確保された地域包括ケアシステムの構築を推進します。

精神病床からの退院については、米子市障がい者基幹相談支援センターにおいて地域移行の取組を鳥取県や医療機関、関係事業所とともに進めています。退院可能な状態にある方への働きかけや地域での生活のために必要な支援体制の整備、障がいに対する理解を深めるなどの取組を引き続き進めます。

① 国の基本指針の成果目標

ア 精神障がい者の地域での生活日数

精神障がいのある人の精神病床からの退院後１年以内の地域における平均生活日数を ~~325.3~~ 319.3 日以上とする。（入院後１年以内に退院した人に限る。）

イ 精神病床における１年以上長期間入院患者数

精神病床に１年以上入院している長期入院患者数を、国が定める算出方法により算出した人数とする。

ウ 精神病床~~における早期退院率~~への 30 日以上の再入院率

~~入院中の精神障がいのある人の退院率~~退院患者の精神病床への 30 日を越える再入院率を次のとおりとする。

○入院後３か月時点　~~68.9%以上~~ 10.3%以下
○入院後６か月時点　~~84.5%以上~~ 17.4%以下
○入院後１年時点　~~91.0%以上~~ 25.7%以下

② 本市の目標値

ア 精神障がい者の地域での生活日数

令和 11 年度における、精神障がいのある人の精神病床からの退院後１年以内の地域（鳥取県）における平均生活日数を ~~325.3~~ 319.3 日以上とします。（入院後１年以内

に退院した人に限る。）

※当該目標値の実績は、鳥取県全体のものしか公表されないため、鳥取県障がい福祉計画の目標値を準用します。

【参考】

○平成 30 年度における精神病床からの退院後１年以内の地域（鳥取県）における平均生活日数：319 日

イ　精神病床における一年以上長期間入院患者数　※後日、県の目標値を踏まえ算出

令和８年度における精神病床に１年以上入院している長期入院患者数を次のとおりとします。

65 歳未満	58 人
65 歳以上	97 人

※鳥取県障がい福祉計画の目標値を踏まえ、本市の目標値を算出しています。

【参考】

○鳥取県障がい福祉計画の目標値

	入院患者数 （令和４年度）	目標値
65 歳未満	252 人	248 人（98.4%）
65 歳以上	548 人	393 人（71.7%）

○本市の１年以上入院している長期入院患者数（米子市に住所がある者・令和３年度）

	入院患者数
65 歳未満	59 人
65 歳以上	135 人

ウ　精神病床における早期退院率　※後日、県の目標値を踏まえ算出

令和８年度における入院中の精神障がいのある人の退院率を次のとおりとします。

○入院後３か月時点　　68.9%以上

○入院後６か月時点　　84.5%以上

○入院後１年時点　　91.0%以上

※当該目標値の実績は、鳥取県全体のものしか公表されないため、鳥取県障がい福祉計画の目標値を準用します。

【参考】

○鳥取県全体の退院率（平成 30 年度実績）

入院後３か月時点	62.9%
入院後６か月時点	78.3%
入院後１年時点	86.8%

(3) 地域生活支援の充実

障がいのある人の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れ・対応、専門性、地域の体制づくり）を地域生活支援拠点として地域の実情に応じて整備することで、障がいのある人の生活を地域全体で支える体制を推進します。

① 国の基本指針の成果目標

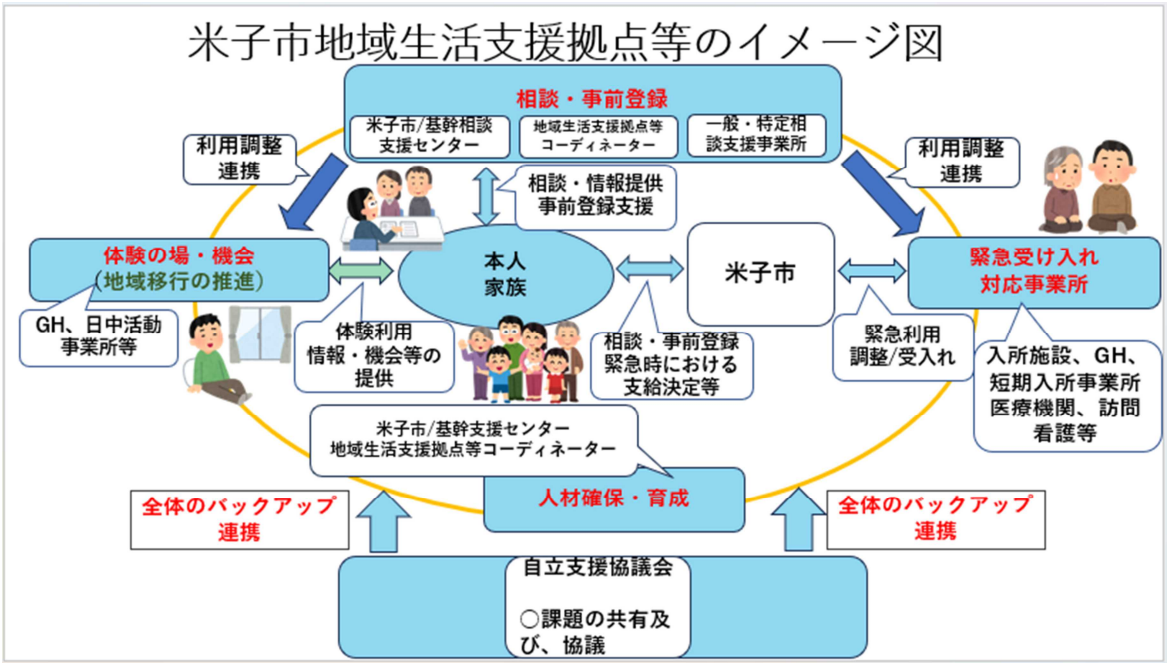
ア 地域生活支援拠点等の整備と機能の充実

令和 11 年度末までの間、各市町村において地域生活支援拠点等を整備（複数市町村による共同整備を含む。）するとともに、その機能の充実のため、コーディネーターの配置、地域生活支援拠点等の機能を担う障がい福祉サービス事業所等の担当者の配置、支援ネットワーク等による効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年１回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討する。

イ 強度行動障がいの状態にある人への支援体制整備

令和 11 年度末までに、各市町村又は圏域において、強度行動障がいの状態にある人に関して、状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進める。

（参考） 米子市地域生活支援拠点のイメージ図



※出典：米子市地域生活支援拠点等のガイドライン

②　本市の目標値

ア　地域生活支援拠点等の整備と機能の充実

本市では、地域生活支援拠点等事業の円滑な実施のため、地域生活支援拠点等コーディネーターを置き、地域生活支援拠点の機能である緊急時の受け入れを始めとする各事業を行っています。~~対応の体制がありますが、地域生活支援拠点の運用については課題があります。~~

今後、米子市・日吉津村障がい者自立支援協議会において、地域のニーズの把握と整理を行い、~~コーディネーターの配置、~~地域生活支援拠点等の機能を担う障がい福祉サービス事業所等の担当者の配置、支援ネットワーク等による効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築など、地域生活支援拠点の~~再構築と~~機能の充実を図ります。

また、~~年1回以上、~~定期的に開催している同協議会において、支援の実績等を踏まえた運用状況の検証及び検討を継続して行います。

イ　強度行動障がいのある人への支援体制整備

強度行動障がいのある人の支援については、鳥取県をはじめとする地域の関係機関と連携して行っています。しかし、利用できるサービス、対応できる事業所等が限られるなど、地域の支援体制は極めて脆弱な状況にあるため、引き続き「行動障がいのある方の支援調整会議」等により、状況や支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めます。

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

地域において障がいのある人が、自立して安定した生活をしていくために必要な収入を得ること、また社会の一員として就労し、生きがいを見出すことができるよう、福祉施設の利用者の一般就労への移行を支援します。

① 国の基本指針の成果目標

ア 就労移行支援事業所等[1]を通じた一般就労[2]への移行

福祉施設のうち、就労移行支援事業所等を通じて、令和11年度中に一般就労に移行する者の人数を、令和6年度の1.31倍以上とする。

（内訳） ○就労移行支援 1.16倍
○就労継続支援Ａ型 1.52倍
○就労継続支援Ｂ型 1.67倍

イ 就労移行支援事業所ごとの一般就労へ移行した人の割合

就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した人の割合が５割以上の事業所を全体の５割以上とする。

ウ 就労定着支援事業の利用者

就労定着支援事業の利用者数を、令和6年度の1.47倍以上とする。

エ 就労定着支援事業所ごとの利用者の就労定着率[3]

就労定着支援事業所のうち、就労定着率が７割以上の事業所を全体の２割５分以上とする。

オ 就労選択支援事業所の設置と利用者数

協議会設置圏域ごとに１事業所以上設置し、令和11年度の利用者を96人以上とする。

② 本市の目標値

ア 就労移行支援事業所等を通じた一般就労への移行

	実績	目標値
	令和6年度	令和11年度
一般就労への移行	年間 32人	年間 42人 （1.31倍）
（就労移行支援）	年間 12人	年間 14人 （1.16倍）
（就労継続支援Ａ型）	年間 9人	年間 13人

[1] 就労支援事業所等／生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援（Ａ型・Ｂ型）の事業所

[2] 一般就労／一般企業等に就職すること

[3] 就労定着率／過去６年間において就労定着支援の利用を終了した者のうち、雇用された通常の事業所に42月以上78月未満の期間継続して就労している者又は就労していた者の占める割合

			（1.45 倍）
	（就労継続支援Ｂ型）	年間　11 人	年間　15 人 （1.37 倍）

イ　就労移行支援事業所ごとの一般就労へ移行した人の割合

就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した人の割合が５割以上の事業所を全体の５割以上とします。

ウ　就労定着支援事業の利用者

	実績	目標値
	令和 6 年度	令和 11 年度
就労定着支援事業 利用者数	15 人	22 人 （1.47 倍）

エ　就労移行支援事業所ごとの利用者の就労定着率

就労定着支援事業所のうち、就労定着率が７割以上の事業所を全体の２割５分以上とします。

オ　就労選択支援事業所の設置と利用者数

令和７年度末現在、市内に就労選択支援事業所は２事業所あります。関係機関等との連携を図りながら、本人の希望、就労能力や適性等にあった選択を支援するための取り組みを進め、令和 11 年度の利用者の数を 96 人以上とします。

(5) 障がいのある児童の支援の提供体制の整備等

障がいのある児童の健やかな育成のための発達支援について、障がいのある児童に対する重層的な地域支援体制の整備、医療ニーズへの対応などの支援体制の整備を目指します。

① 国の基本指針の成果目標

~~ア 児童発達支援センター[4]の設置~~

~~令和８年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも１か所以上設置する。~~

~~イ~~ア **重層的な地域支援体制の構築及び障がいのある児童の地域社会への参加・~~包容（~~インクルージョン~~）~~の推進**

~~児童発達支援センターや地域の障がい児通所支援事業所等が保育所等訪問支援等を活用し、令和８年度末までに、全ての市町村において、障がいのある児童の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築する。~~

児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築を目指すため、令和 11 年度末までに、各市町村において、次に掲げる児童発達支援センターの中核的な支援機能を確保すること。

①幅広い高度な専門性に基づく発達支援・家族支援機能

②地域の障害児通所支援事業所に対するスーパーバイズ・コンサルテーション機能

③地域のインクルージョン推進の中核としての機能（保育所等における障害児の受入れの体制を踏まえた上で、児童発達支援センターや障害児通所支援事業所等が保育所等訪問支援等を活用しながらインクルージョンを推進する体制を構築することを基本とする。）

④地域の障害児の発達支援の入口としての相談機能

また、インクルージョン推進のため、令和 11 年度末までに、各市町村において、保育、子育て支援、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設置する。（圏域での設置可）

~~ウ~~イ **主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保**

令和 11 年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも１か所以上確保すること。（圏域での確保可）

~~エ~~ウ **医療的ケア児の支援体制の確保**

令和 11 年度末までに、各市町村において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図る協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコー

[4] 児童発達支援センター／障がいのある児童が通所し、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与または集団生活への適応のための訓練を行う施設

ディネーターを配置すること。（圏域での設置可）

エ　障がい児及びその家族への伴走的な相談支援体制の確保

障害児相談支援については、相談支援専門員の計画的な養成等を通じて、支援の提供体制の構築を図りつつ、地域における多様な障害児及びその家族を支援するため、令和 11 年度末までに、各市町村又は圏域において、関係機関との連携のうえ、障害児相談支援を利用していない場合も含め、障害児及びその家族への伴走的な相談支援の体制を確保すること。

②　本市の目標値

~~**ア　児童発達支援センターの設置**~~

~~令和５年度末現在、市内に児童発達支援センターは２事業所あります。児童発達支援センターを地域の障がいのある児童の支援に係る中核的な役割を担う機関として位置づけ、その機能充実を図ります。~~

~~**イ**~~**ア　重層的な地域支援体制の構築及び障がいのある児童の地域社会への参加・~~~~包容（~~~~インクルージョン~~~~）~~~~の推進**

~~令和５年度末現在、市内に保育所等訪問支援事業所は２事業所あります。~~

~~保育所等訪問支援を中心に、児童発達支援センターによる保育所等への訪問も活用し、障がいのある児童が、地域の保育所等において適切な支援を受けることができるようにすることで、地域社会への参加・包容（インクルージョン）を今後も推進します。~~

令和７年度末現在、市内に児童発達支援センターは２事業所あり、重層的な地域支援体制を構築するため、児童発達支援センターの中核的な支援機能の充実を図ります。中核的な支援機能のうち、地域のインクルージョン推進の中核としての機能については、児童発達支援センターや、令和７年度末現在、市内に５事業所ある保育所等訪問支援事業所を中心に、障がいのある児童が、地域の保育所等において適切な支援を受けることができる体制の整備を促進します。また、令和 11 年度末までに保育、子育て支援、教育等の関係機関が連携を図る協議の場を設置し、インクルージョンを推進します。

~~**ウ**~~**イ　主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービスの確保**

○児童発達支援事業所

令和７年度末現在、２事業所で重症心身障がい児の受入れ可能な体制があります。

今後も、利用ニーズに応じることができる受入れ体制を維持します。

○放課後等デイサービス

令和７年度末現在、主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービスは市内に１事業所あり、他に２事業所で受入れ可能な体制があります。利用ニーズを踏ま

え、身近な地域で利用できる体制の整備を促進します。

~~エ~~ウ　医療的ケア児の支援体制の確保

○協議の場

~~令和元年度に設置した~~鳥取県西部障害者自立支援協議会の医療的ケアを要する障がい児者支援部会において、今後も関係機関と連携を図ります。

○医療的ケア児等に関するコーディネーター

市内の相談支援事業所等にコーディネーターが配置されています。なお、市役所内には関係課に４名のコーディネーターが在籍しており、今後も順次、研修の受講を予定しています。

エ　障がい児及びその家族への伴走的な相談支援体制の確保

相談支援専門員の計画的な養成等を通じて、地域の障害児相談支援の提供体制の構築を図りつつ、令和 11 年度末までに、関係機関との連携のうえ、障害児相談支援を利用していない場合も含め、障がい児及びその家族への伴走的な相談支援の体制を確保します。

(6) 相談支援体制の充実・強化等

障がいのある人等が地域において自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、各種ニーズに対応する相談支援体制の充実と強化を図ります。

①　国の基本指針の成果目標

ア　基幹相談支援センター~~による相談支援体制の強化~~等の設置・整備

令和 11 年度末までに、~~各~~全ての市町村において、~~総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う~~基幹相談支援センター~~を設置し、地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保する。（複数市町村による共同整備を含む。）~~、地域生活支援拠点等及び協議会の設置・整備を行った上で、これらを連携させ、基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保する。

イ　協議会~~におけるでの~~個別事例の検討を通じた地域~~サービス基盤の開発・改善等における~~支援体制の整備

~~協議会において~~基幹相談支援センターが協議会の運営に関与すること等により、個別事例の検討を通じた~~地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うとともに、これらの取組を行うために必要な協議会の体制を確保する~~地域における障がい者の支援体制の整備に取り組む体制を確保する。

ウ　セルフプランの分析及び相談支援体制の充実・強化

セルフプランに関する分析等を行うとともに、相談支援専門員の計画的な養成等を通じて相談支援体制の充実・強化等を図ることにより、令和 11 年度末までに、のぞ

まないセルフプランの件数をゼロにする。

② 本市の目標値

ア 基幹相談支援センター~~による相談支援体制の強化~~等の設置・整備

~~平成 31 年 4 月に米子市障がい者~~基幹相談支援センター、地域生活支援拠点及び協議会を設置し、基幹相談支援センターが地域の相談支援の中核的機関として、相談支援事業者への専門的指導や人材育成、障がいのある人からの相談対応等を総合的・専門的に行う体制を整備し~~ました~~ています。

地域生活支援拠点及び協議会と連携を図りながら、基幹相談支援センターを中心として、窓口での相談体制を充実させるとともに、米子市総合相談支援センター「えしこに」や地域の相談支援事業所と~~の~~も連携~~を深め~~し、本市の相談支援の充実と体制強化に取り組みます。

イ 協議会~~における~~での個別事例の検討を通じた地域~~サービス基盤の開発・改善等における~~支援体制の整備

基幹相談支援センターが鳥取県西部障害者自立支援協議会の部会において、引き続き個別事例の検討を行うとともに、~~地域サービス基盤の開発・改善等に取り組みます~~地域における障がい者の支援体制の整備に取り組む体制を確保します。

ウ セルフプランの分析及び相談支援体制の充実・強化

セルフプランに関する分析等を行うとともに、相談支援事業所と連携し相談支援専門員の計画的な養成等に努め、相談支援体制の充実・強化等を図ります。

令和７年度末現在、本市において望まないセルフプランはありません。

(7) 障がい福祉サービス等の質の向上

障がい福祉サービス等の多様化、サービス事業所の増加に伴い、障がいのある人が真に必要な障がい福祉サービス等を利用できるよう、市職員が障害者総合支援法についての理解を深めるとともに、各事業所が、サービスの提供基準の理解を深め、給付費の適正な請求事務はもとより、適正な運営体制の構築を推進することにより、障がい福祉サービスの質の向上を図ります。

① 国の基本指針の成果目標

令和 11 年度末までに、各市町村において、障がい福祉サービス等の質の向上を図るため、次の取組を行うための体制を構築すること。

◯障害者総合支援法の具体的内容の理解を進めるため、市町村職員の障がい福祉サービス等に係る各種研修等の受講を推進する。

◯障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する。

②　本市の目標値

令和 11 年度末までに、障がい福祉サービス等の質の向上を図るため、次の取組を行います。

◯市職員は、障がいへの理解だけでなく、障がいのある人への支援についての認識と障がい福祉サービス等への理解を深めるため、相談支援従事者研修など各種の専門的研修について積極的に受講します。

◯過誤請求の具体例等について、サービス提供事業所や相談支援事業所等と共有することにより、サービスの提供基準の理解に基づく、適正な請求事務を促進します。

◯県が実施する指導監査及び実地調査に同行し、障がい福祉サービスの提供実態の把握に努めるとともに、適切なサービス提供に資する情報発信等、サービスの質の向上を図るための取組を推進します。

5　障がい福祉サービスの見込量と見込量確保のための方策

「４　３年後（令和 11 年度）の目標値の設定」で掲げた本市の目標値を達成するために必要な障がい福祉サービスの見込量とその量を確保するための方策について、本市の実情を踏まえて定めるものです。

当事者団体への聞取り~~、「令和４年度福祉に関するアンケート調査」の結果~~及び策定委員会での議論等を通じて把握した、障がいのある人や障がいのある児童、その家族のニーズと、サービスの種類や事業所数、定員数とのミスマッチ（不均衡）を踏まえ、今後、障がい福祉サービス全体として、適切なサービス提供体制を構築するため、意見申出制度を活用するとともに、米子市・日吉津村障がい者自立支援協議会や鳥取県西部障害者自立支援協議会等の関係機関と連携し整備します。

※「見込量」は、各障がい福祉サービスについて、近年の利用実績の推移を基礎とし、事業所数やヘルパー等のサービス提供体制、サービス等利用計画に基づく決定支給量、当事者団体等からの聞取り等を通じて得た今後のサービス利用希望の状況等を踏まえ推計したものです。

(1) 訪問系サービス（介護給付）

①　サービスの概要

サービス名	概要
居宅介護	・対象は、障がいのある人及び児童 ・自宅での入浴、排せつ、食事等の介護を行う。ホームヘルプサービスとも呼ばれる。
重度訪問介護	・対象は、常時介護を必要とする重度の肢体不自由・重度の知的障がい、精神障がいのある人 ・自宅での入浴、排せつ、食事の介護、外出時の移動支援等を総合的に行う。 ・日常的に利用していた最重度の利用者は、医療機関への入院時も利用可能とする。
行動援護	・対象は、常時介護を必要とする重度の知的障がい、精神障がいのある人及び児童 ・外出時の危険を回避するため、移動中の介護等を行う。
重度障害者等包括支援	・対象は、常時介護を必要とする障がいのある人及び児童で、介護の必要性が著しく高い場合 ・居宅介護をはじめとする必要なサービスを包括的に行う。
同行援護	・対象は、視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する視覚障がいのある人及び児童 ・外出に同行し、移動に必要な情報の提供や移動の援護等の必要な援助を行う。

② サービスの見込量

単位： 人＝月間の利用人数
時間＝月間のサービス提供時間

サービス名	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
居宅介護	313 人	313 人	313 人
	5,328 時間	5,328 時間	5,328 時間
重度訪問介護	23 人	23 人	23 人
	3,983 時間	3,983 時間	3,983 時間
行動援護	47 人	49 人	51 人
	1,257 時間	1,303 時間	1,352 時間
重度障害者等包括支援	0 人	0 人	0 人
	0 時間	0 時間	0 時間
同行援護	18 人	18 人	18 人
	188 時間	188 時間	188 時間

③ 見込量確保のための方策

○訪問系サービスを行っている事業所は、令和 7 年度末現在、市内に 74 事業所あります。

○居宅介護、行動援護等の訪問系サービスは、提供可能な事業所の不足や受入れのための職員体制が整っていないことが全国的に課題であり、早朝夜間や休日をはじめ、希望する時間に利用できないなどニーズを満たせていない実態があるため、福祉人材の確保について、事業所等と連携して取り組みます。

○見込量は、近年の利用実績の推移を基礎としており、利用実績に現れない潜在的なニーズは十分には反映していませんが、利用ニーズに応じた提供体制の整備が必要です。また、地域生活への移行の取組にあたっても、地域の受入れのためには訪問系サービスの充実が不可欠であるため、事業所に対して広く情報提供を行うなど、訪問系サービスの提供体制の整備に努めます。

○行動障がいのある人の支援や医療的ケアを必要とする人の支援については、サービスの利用調整が困難な状況にあるため、とりわけそのような支援の拡充に努めます。

○提供体制の整備に当たっては、量の確保とともに、質の高い充実したサービスが継続して提供されるよう、ホームヘルパーに対する~~講座・講習など~~研修の受講について、事業所への働きかけを進めます。

（参考）市内事業所の内訳（令和７年度末現在）

サービス名	事業所数
居宅介護	34
重度訪問介護	27
行動援護	7
重度障害者等包括支援	0
同行援護	6

※複数のサービスを行っている事業所あり

※休止中の事業所を除く

(2) 日中活動系サービス（介護給付・訓練等給付）

【介護給付】

① サービスの概要

サービス名	概要
生活介護	・対象は、常時介護を必要とする障がいのある人 ・主に昼間、障がい者支援施設で食事、排せつ~~、食事~~の介護等を行うとともに、創作的活動や生産活動の機会を提供する。
療養介護	・対象は、病院等への長期入院による医療が必要な常時介護を必要とする障がいのある人 ・病院等で機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理下の食事・入浴等の介護、日常生活上の世話等を提供する。
短期入所 （福祉型・医療型）	・対象は、障がいのある人及び児童 ・居宅で介護をしている介護者が疾病やその他の理由で介護ができない場合に、障がいのある人等を障がい者支援施設等へ短期間入所させ、入浴、排せつ、食事等の介護を提供する。

② サービスの見込量

人日＝月間の利用人数×１人１月当たりの平均利用日数
人＝月間の利用人数

サービス名	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
生活介護	351 人	356 人	362 人
	6,546 人日	6,637 人日	6,728 人日
療養介護	22 人	22 人	22 人
	669 人日	669 人日	669 人日
短期入所（福祉型）	122 人	130 人	138 人
	666 人日	692 人日	719 人日
短期入所（医療型）	12 人	12 人	12 人
	67 人日	67 人日	67 人日

○令和 5 年度から令和 8 年度までの実績及び利用ニーズを考慮して、利用者数、人日数を推計しました。

③ 見込量確保のための方策

○日中活動系サービス（介護給付）を行っている事業所は、令和 7 年度末現在、市内に 41 事業所あります。

○~~短期入所については、グループホームの新設に伴い併設型の事業所が増加しています。一方、~~地域生活への移行者や介護をしている家族のレスパイトでの利用、「親なき後」を見据えた利用などにより、今後も利用ニーズが高い状態が続くと見込まれるため、~~実施事業所の確保など、~~既存施設を含め、支援の質を確保しつつ利用しやすい体制整備に努めます。

○行動障がいのある人の支援や医療的ケアを必要とする人の支援、休日の利用等については、サービスの利用調整が困難な状況にあるため、とりわけそのような支援の拡充に努めます。
○提供体制の整備に当たっては、質の高い充実したサービスが継続して提供されるよう、サービスに従事する支援員等の人材育成を図るため、研修の受講などについて事業所への情報提供を行うとともに、必要なサービス量が提供できるよう福祉人材の確保を促進します。
○短期入所は、地域生活支援拠点において「緊急時の受け入れ及び対応」の機能を担っていることから、事業所に対して地域生活支援拠点の登録への理解を促進するとともに、市やコーディネーターからの緊急時の受け入れの要請への対応を求めることとします。
○障がいのある人やその家族などに対する情報提供の充実を図り、利用を進めます。

（参考）市内事業所の内訳（令和7年度末現在）

サービス別	事業所数
生活介護	18
療養介護	0
短期入所	23
（うち医療型）	(3)

※複数のサービスを行っている事業所あり
※休止中の事業所を除く

【訓練等給付】

① サービスの概要

サービス名	概要
自立訓練 (機能訓練)	・対象は、地域生活へ移行する上で身体機能の維持・回復などのための支援が必要な障がいのある人 ・自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、一定期間、事業所への通所や自宅への訪問を組み合わせて、身体機能の維持・回復、家事等の訓練を行う。
就労選択支援	・対象は、就労移行支援または就労継続支援の利用や一般就労を希望する障がいのある人 ・就労先や働き方についてよりよい選択ができるよう、本人の希望や就労能力、適性にあった選択の支援を行う。
自立訓練 (生活訓練)	・対象は、施設や病院から退所・退院した障がいのある人等で、地域生活へ移行する上で、生活能力の維持・向上等のための支援が必要な人 ・自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、一定期間、事業所への通所や自宅への訪問を組み合わせて、生活能力を向上するために必要な訓練や生活相談を行う。
就労移行支援	・対象は、一般就労を希望する65歳未満で、企業等への雇用や在宅就労等が見込まれる障がいのある人 ・一定期間、事業所内や企業において作業や実習を実施し、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練や就労定着に必要な指導等を行う。

就労継続支援Ａ型	・対象は、一般企業等での就労が困難な 65 歳未満で、適切な支援により雇用契約に基づく就労が可能な障がいのある人 ・就労に必要な知識及び能力の向上を図るために必要な訓練その他の必要な支援や指導等を行う。
就労継続支援Ｂ型	・対象は、企業等や就労継続支援Ａ型での就労経験がある人で、雇用契約に基づく就労が困難な障がいのある人や、就労移行支援を利用したが、一般就労や就労継続支援Ａ型の雇用に結びつかなかった障がいのある人等 ・就労の機会や生産活動の機会の提供、一般就労に向けた訓練その他の必要な支援や指導等を行う。
就労定着支援	・対象は、就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障がいのある人で、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている人 ・生活リズム、家計や体調の管理などの課題解決に向けて、企業や関係機関等との連絡調整や指導・助言等の支援を行う。

②　サービスの見込量

人日＝月間の利用人数×１人１月当たりの平均利用日数
人＝月間の利用人数

サービス名	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
自立訓練(機能訓練)	1 人	1 人	1 人
	18 人日	18 人日	18 人日
就労選択支援	6 人	7 人	8 人
自立訓練(生活訓練) ※宿泊型訓練含む	41 人	43 人	45 人
	480 人日	519 人日	559 人日
就労移行支援	21 人	22 人	23 人
	323 人日	339 人日	354 人日
就労継続支援Ａ型	184 人	195 人	207 人
	3, 457 人日	3, 721 人日	4, 004 人日
就労継続支援Ｂ型	725 人	734 人	744 人
	12, 134 人日	12, 309 人日	12, 486 人日
就労定着支援	15 人	18 人	22 人

○令和 5 年度から令和 8 年度までの実績及び利用ニーズを考慮して、利用者数、人日数を推計しました。

③　見込量確保のための方策

○障がいのある人やその家族などに対する情報提供の充実を図り、利用を進めます。

○ハローワークや障害者就業・生活支援センター等と連携して、企業の障がいや障がいのある人に対する正しい理解や、受入れや職場定着に対する啓発などについて、福祉、労働、教育分野が連携して、就労支援体制の構築に努めます。
○障がいのある人の雇用促進と収入の安定化を図るため、障害者優先調達法に基づき、市は福祉施設からの優先的な物品や役務の調達に取り組みます。
○日中活動系サービス（訓練等給付）を行っている事業所は、令和7年度末現在、市内に55事業所あります。
○就労継続支援Ｂ型は、~~利用者数に対して各事業所の定員の合計が大きく上回っていたため、地域の実情に即した提供体制となるよう、令和2年10月から令和4年3月まで新規指定や定員増を制限する取組が試行的に行われました。令和4年4月からは、引き続き実施されている総量規制の下、~~鳥取県西部圏域において新規に事業所の開設または定員増を計画している事業者は、指定申請に当たり事業計画書や市町村の意見書の添付が必要となる取組を行っており、市町村は地域の実情やニーズに沿ったサービス提供や支援、適切な事業所運営の実現性などを踏まえ、意見書を作成することとなっています。
○令和7年度末現在の市内の就労継続支援Ｂ型事業所の定員は市内で740人、西部圏域で1,208人となって~~おり、市外の利用者を考慮しても利用者に対する定員数は引き続き充足しています。~~います。利用者数は年々増えていますが、令和5年度末と比較して市内の事業所の定員は16人減っており、新規の受け入れが難しい事業所がでてきています。利用者のニーズは多様化・高度化しており、利用したいと思える選択肢を確保することが求められているため、利用者の意向や多様な障がい特性に応じたサービス内容となるよう事業所に対する情報提供や支援内容の向上を図ります。
○~~就労継続支援Ａ型事業所についても、令和5年度に相次いで新規開設があったため、定員は市内で164人、西部圏域で274人となっており、市外の利用者を考慮しても利用者と定員数に開きが出始めています。~~
○事業所の新規開設にあたっては、支援の質が確保されるよう求めるとともに、既存の事業所についても、より質の高いサービスが円滑に提供され、もって利用者への支援が適正に実施されるよう、各種通知等について周知するとともに、鳥取県と連携し、事業所への指導等を行います。
○就労定着支援については、「４　３年後（令和11年度）の目標値の設定」の「(4) 福祉施設から一般就労への移行等」において、一般就労への移行の目標値が示されており、利用者の確保とともに支援の充実を事業所に働きかけます。
○就労選択支援については、利用者の能力や意向に応じ、適切な就労に繋げられるよう、積極的な活用を働きかけ、また、アセスメントの共有等による支援の質の向上も促進します。

（参考）市内事業所の内訳（令和7年度末現在）

サービス別	事業所数
自立訓練（機能訓練）	0
自立訓練（生活訓練）	4
就労移行支援	2

就労継続支援Ａ型	9
就労継続支援Ｂ型	34
就労定着支援	4
就労選択支援	2

※複数のサービスを行っている事業所あり

※休止中の事業所を除く

(3) 居住系サービス（介護給付・訓練等給付・地域生活支援拠点等）

① サービスの概要

サービス名	概要
自立生活援助	・対象は、施設やグループホームから一人暮らしへの移行を希望する障がいのある人等 ・障がいのある人の理解力や生活力等を補うため、生活上でのさまざまな問題について、定期的な訪問や相談対応により、必要な情報の提供や助言等の援助を行う。
共同生活援助 （グループホーム）	・対象は、障がいのある人（身体障がいのある人は 65 歳未満か 65 歳までに障がい福祉サービスを利用したことがある人） ・夜間に共同生活をおこなう住居で、相談、入浴、排せつ、食事の介護、日常生活上の支援を行う。
施設入所支援	・対象は、施設に入所している障がいのある人 ・主に夜間や休日に、入浴、排せつ、食事の介護、日常生活上の支援を行う。
地域生活支援拠点等	・障がいのある人の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、障がいのある人の生活を地域全体で支える体制を整備する。

② サービスの見込量

人＝月間の利用人数

サービス名	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
自立生活援助	4 人	5 人	6 人
共同生活援助 （グループホーム）	260 人	274 人	288 人
施設入所支援	140 人	136 人	133 人
地域生活支援拠点等			
設置か所数	1 か所	1 か所	1 か所
コーディネーターの配置人数	1 人	1 人	1 人
検証・検討の実施回数	1 回以上	1 回以上	1 回以上

○令和 5 年度から令和 8 年度までの実績及び利用ニーズを考慮して、利用者数を推計しました。

~~※1　設置か所数は、市内全体で面的整備を行ったものとしました。~~

~~※2　米子市障がい者基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置数の見込みと同数としました。~~

③　見込量確保のための方策

○地域生活の拠点にもなるグループホームについては、近年、日中サービス支援型や医療支援に特化したグループホームの新設もあり、重度の障がいのある人や医療的ケアが必要な人が利用できるグループホームは増えています。

○一方で、行動障がいのある人などが利用できるグループホームについては、利用のニーズを満たせていない状況があります。

○また、通過型のグループホームなど多様な形態の居住の場が求められているとともに、障がい特性等を踏まえた支援が可能なグループホームも求められています。

○グループホームの整備に当たっては、国が示すグループホームの趣旨を踏まえ、基本的に大規模居住（８名以上）とならないよう留意するなど、家庭的な雰囲気の下で地域との交流、社会との連携の確保などの観点を尊重した整備に努めます。

○施設入所支援の見込量は、「４　３年後(令和 11 年度)の目標値の設定」の「(1) 施設入所者の地域生活への移行」における地域生活への移行者の目標値を踏まえることとします。入所施設及び相談支援事業所等が把握している地域移行希望者に対して、関係機関と連携して適切な支援を行い、地域移行を進めていきます。

○グループホームは、地域生活支援拠点において、障がいのある人の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた居住支援の役割を担っていることから、拠点の整備を進めるなかで、コーディネーターを中心に、関係機関との連携を図ります。

（参考）市内事業所等の内訳（令和 7 年度末現在）

サービス別	事業所数	施設数
自立生活援助	2	－
共同生活援助(グループホーム)	24	58
（うち日中支援型）	(7)	(8)
施設入所支援	3	－

※複数のサービスを行っている事業所あり

※休止中の事業所を除く

(4) 相談支援

① サービスの概要

サービス名	概要
計画相談支援	・対象は、障がいのある人及び児童 ・障がい福祉サービス等の利用開始や継続に際して、障がいのある人や児童の心身の状況やその置かれている環境等を勘案して、サービス等利用計画を作成する。
地域移行支援	・対象は、障がい者支援施設等に入所している障がいのある人、または精神科病院に長期入院している精神障がいのある人 ・住居の確保や地域生活に移行するための活動に関する相談等を行う。
地域定着支援	・対象は、居宅において単身等で生活し、地域生活が不安定な障がいのある人 ・地域生活を継続していくため、常時の連絡体制を確保し、緊急の場合には相談や対応等の支援を行う。

② サービスの見込量

人＝月間の利用人数

サービス名	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
計画相談支援	537 人	556 人	575 人
地域移行支援	4 人	6 人	8 人
地域定着支援	2 人	3 人	4 人

○令和 5 年度から令和 8 年度までの実績及び利用ニーズを考慮して、利用者数を推計しました。

③ 見込量確保のための方策

○相談支援を行っている事業所は、令和 7 年度末現在、市内に ~~26~~15 事業所あります。

○障がいのある人や児童それぞれの心身の状況や障がい福祉サービス等の利用の意向、生活環境等を踏まえた適切なサービス等利用計画の作成を促進するため、相談支援事業所及び相談支援専門員の技能の向上を図り、障がいのある人やその家族等が、適切な相談支援を受けることができる体制整備を目指します。

○相談支援の質の向上は全国的な課題です。本市においても、米子市障がい者基幹相談支援センターが指導・助言やモニタリングの評価・検証、各種研修等を行い、障がい者ケアマネジメントの基本理念・基本的視点に沿った本人中心の相談支援が提供されるよう努めます。

○サービス等利用計画が必要な人には、もれなく作成されるよう、相談支援事業所の新規設置、相談支援専門員の増員等について人件費を補助する事業を鳥取県と協調して行うとともに、関係事業者等に情報提供等を行います。

（参考）市内事業所の内訳（令和７年度末現在）

サービス別	事業所数
計画相談支援	15
地域移行支援	5
地域定着支援	5

※複数のサービスを行っている事業所あり

※休止中の事業所を除く

(5) 発達障がい者等に対する支援

① 概要

◯発達障がいのある人や児童が、身近な地域で支援を受けることができるようにするための取組を行います。

◯発達障がいの早期発見、早期支援のためには、本人及びその家族等への支援が重要であることを踏まえ、保護者等が、子どもの発達障がいの特性を理解し、必要な知識や方法を身につけることで適切な対応ができるようにするための取組を行います。

② 見込量

人＝各年度の人数

事項	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
ペアレントトレーニング[5] やペアレントプログラム等の支援プログラムの受講者数（保護者） ※1	20 人	20 人	20 人
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラムの実施者数（支援者）	5 人	5 人	5 人
ペアレントメンター[6] の人数 ※2	18 人	19 人	20 人
ピアサポートの活動への参加人数 ※3	20 人	20 人	20 人

※1 ~~米子市こども相談課及び~~児童発達支援センターあかしやにおいて実施しているペアレントトレーニング講座の受講者数について、現在の実施状況から推計しました。

※2 ペアレントメンターの人数は、ペアレントメンター鳥取に登録している市内のペアレントメンターの人数から推計しました。

※3 発達障がいのある人等に対するピアサポートの活動は、当事者やその家族の団体において実施されているもののうち、本市で把握している活動状況等から参加人数を推計しました。（年間参加実人数）

5 ペアレントトレーニング／保護者が子どもとのより良いかかわり方を学びながら、日常の子育ての困りごとを解消し、子どもの発達促進や行動改善を目的とした保護者向けのプログラムのこと。

6 ペアレントメンター／自らも発達障がいのある子どもの子育てを経験し、かつ相談支援に関する一定のトレーニングを受けた親のこと。

(6) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

① 概要

○精神障がいや発達障がい、高次脳機能障がいのある人が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、医療、障がい福祉、介護、住まい、就労、地域の助け合いなどが包括的に確保された、地域包括ケアシステムの構築に取り組みます。

○精神病床からの退院については、地域生活支援拠点コーディネーター及び米子市障がい者基幹相談支援センターにおいて地域移行の取組を鳥取県や医療機関、関係事業所と進めています。退院可能な状態にある方について、退院に向けた働きかけを行うとともに、地域での生活のために必要な支援体制の整備や地域での障がいに対する理解を深める取組などを行います。

② 見込量

事項	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	2 回	2 回	2 回
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	30 人	30 人	30 人
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	2 回	2 回	2 回
心のサポーター養成研修実施回数	1 回	1 回	1 回
精神障がいのある人の地域移行支援	4 人	5 人	7 人
精神障がいのある人の地域定着支援	2 人	3 人	4 人
精神障がいのある人の共同生活援助	101 人	106 人	112 人
精神障がいのある人の自立生活援助	3 人	3 人	4 人
精神障がいのある人の自立訓練（生活訓練）※宿泊型訓練含む	29 人	30 人	31 人
精神障がいのある人の短期入所	34 人	36 人	39 人

○現状の実施状況及び各サービスの利用状況等を考慮して推計しました。

(7) 相談支援体制の充実・強化のための取組

① 概要

○本市では、平成 31 年４月に米子市障がい者基幹相談支援センターを設置し、地域の相談支援の中核的機関として、相談支援事業者への専門的指導や人材育成、障がいのある人からの相談対応等を総合的・専門的に行う体制の整備を行~~いました~~っています。

○地域の相談支援体制の強化については、米子市障がい者基幹相談支援センターが地域の主任相談支援専門員とも連携して、引き続き相談支援事業所への専門的な指導・助言等を行います。

○鳥取県西部障害者自立支援協議会では、鳥取県西部圏域の相談支援体制の構築のため定期的に連絡会等を実施しています。

○これらの取組を継続することにより、相談支援体制の充実に取り組みます。

② 見込量

事項	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
基幹相談支援センターの設置	有	有	有
基幹相談支援センターによる地域の相談支援体制の強化			
地域の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言件数 ※1	35 件	40 件	45 件
~~地域の相談支援事業所の人材育成の支援件数※2~~	~~16 件~~	~~16 件~~	~~16 件~~
地域の相談支援機関等との連携強化の取組の実施回数 ※2	12 回	12 回	12 回
個別事例の支援内容の検証実施回数	4 回	4 回	4 回
基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置数	1 人	1 人	1 人
基幹相談支援センターによる協議会の運営への関与の有無	有	有	有
協議会における個別事例の検討を通じた地域~~のサービス基盤の開発・改善~~における課題解決に向けた取組※3			
協議会~~における相談支援事業所の参画による事例検討~~の実施回数	12 回	12 回	12 回
~~協議会における相談支援事業所の参画による事例検討の参加事業者・機関数~~	~~32 機関~~	~~32 機関~~	~~32 機関~~
協議会の専門部会の設置数	1	1	1
協議会の専門部会の実施回数	12 回	12 回	12 回
個別事例の検討を通じた地域における障がい者の支援体制の整備等に係る課題を協議会の議題とした数※4	6 回	6 回	6 回

※1　米子市障がい者基幹相談支援センターにおける実績件数から推計しました。

~~※2　鳥取県西部９市町村で共同実施している相談支援促進研修事業の実施回数から推計しました。~~

※2　鳥取県西部障害者自立支援協議会で実施している相談支援機関の連絡会（~~相談支援の充実を図るための連絡会及び~~支援センター連絡会）の実施見込回数を記載しました。

※3　鳥取県西部障害者自立支援協議会で実施している相談支援~~機関~~事業所の連絡会（相談支援の充実を図るための連絡会）の実施見込について記載しました。

※4　鳥取県西部障害者自立支援協議会で実施している全員協議会、運営委員会の実施見込について記載しました。

(8) 障がい福祉サービスの質を向上させるための取組

① 概要

○障がい福祉サービス等が多様化し、サービス事業所が増加する中で、障がいのある人が真に必要な障がい福祉サービス等を利用できるよう、市担当者の資質向上を図ります。

○各事業所が、サービスの提供基準に対する理解を深め、給付費の適正な請求事務を行うことができるよう取組を行うとともに、適正な運営体制の構築を推進することにより、障がい福祉サービスの質の向上を図ります。

② 見込量

事項	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
障がい福祉サービス等に係る~~各種~~研修その他の研修の活用 ※	5 人	5 人	5 人
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果を事業所等と共有する体制の有無及び実施回数	有 1 回	有 1 回	有 1 回
鳥取県が実施する指導監査及び実地調査への同行率（本市の受給者が利用している施設に限る）	100%	100%	100%

※本市担当課職員の研修受講者数

6　障がいのある児童に係る福祉サービス等の見込量と見込量確保のための方策

米子市障がい児福祉計画として、障害児通所支援等の見込量とその量を確保するための方策について、本市の実情等を踏まえて定めるものです。

障がい福祉サービスと同様に、障がい児福祉サービス全体として、障がいのある児童やその家族の利用ニーズを踏まえた適切なサービス提供体制を構築するため、米子市・日吉津村障がい者自立支援協議会や鳥取県西部障害者自立支援協議会等の関係機関と連携し整備します。

※「見込量」は、各障がい児福祉サービス等について、近年の利用実績の推移を基礎とし、事業所数やヘルパー等のサービス提供体制、サービス等利用計画に基づく決定支給量、当事者団体等からの聞取り等を通じて得た今後のサービス利用希望の状況等を踏まえ推計したものです。

(1) 障害児通所支援・障害児相談支援

①　サービスの概要

サービス名	概要
児童発達支援	・対象は、療育が必要とされる未就学の障がいのある児童 ・日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等の支援を行う。
居宅訪問型児童発達支援	・対象は、重症心身障がい児などの重度の障がいのある児童等で、児童発達支援等の障害児通所支援を受けるために外出が著しく困難な児童 ・障がいのある児童の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行う。
放課後等デイサービス	・対象は、学校（幼稚園、大学を除く）に就学している障がいのある児童 ・放課後や長期休暇中において、生活能力の向上のための訓練、創作的活動、地域交流の機会等の継続的な支援を行い、自立の促進と放課後等の居場所づくりを行う。
保育所等訪問支援	・対象は、保育所や幼稚園等に通う集団生活の適応のための専門的な支援が必要な障がいのある児童 ・保育所等を訪問し、障がいのある児童本人またはスタッフに対し、他の児童との集団生活への適応のための訓練や、スタッフへの支援方法等の指導など、専門的な支援を行う。
障害児相談支援	・対象は、障害児通所支援を利用する障がいのある児童 ・障がいのある児童または保護者の意向等を踏まえて、障害児支援利用計画の作成やサービス事業者等との連絡調整などの支援を行う。
医療的ケア児等に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置	・医療的ケア児等が必要とする多分野にまたがる支援の利用を調整し、総合的かつ包括的な支援の提供につなげるとともに、協議の場に参画し、地域における課題の整理や地域資源の開発等を行いながら、医療的ケア児に対する支援のための地域づくりを推進する役割を担うコーディネーターを配置する。

② サービスの見込量

人日＝月間の利用人数×１人１月当たりの平均利用日数
人＝月間の利用人数

サービス名	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
児童発達支援	139 人 1,032 人日	145 人 1,083 人日	152 人 1,137 人日
居宅訪問型児童発達支援	1 人 2 人日	1 人 2 人日	1 人 2 人日
放課後等デイサービス	406 人 6,164 人日	427 人 6,475 人日	448 人 6,799 人日
保育所等訪問支援	17 人 20 人日	18 人 22 人日	19 人 24 人日
障がい児相談支援	165 人	173 人	182 人
医療的ケア児等に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数 （市職員の人数）	60 人 （5 人）	62 人 （6 人）	65 人 （7 人）

○令和 5 年度から令和 8 年度までの実績を考慮して、利用者数、人日数を推計しました。

③ 見込量確保のための方策

○令和 7 年度末現在、障害児通所支援を行っている事業所は、市内に 49 事業所、障害児相談支援を行っている事業所は、市内に 13 事業所あります。

○利用を希望する障がいのある児童一人ひとりが、心身の状況や障がい特性、生活環境等を踏まえた適切な支援を受けることができるよう、関係機関との連携を図り、支援体制の充実と必要なサービス量の確保に努めます。

○放課後等デイサービスについては、近年の事業所数の増加に伴い、利用者数、利用日数ともに利用実績が増えています。新規開設にあたっては、支援の質が確保されるよう求めるとともに、既存の事業所についても、より質の高いサービスが円滑に提供され、もって児童への支援が適正に実施されるよう、各種通知等について周知するとともに、鳥取県と連携し、事業所への指導等を行います。

○~~一方で~~引続き、医療的ケア児や重症心身障がい児、行動障がいのある児童が~~利用できる事業所は不足しているため、~~児童発達支援を含め身近な地域で利用できるよう、運営主体となる法人組織等への協力を呼びかけます。

○保育所等訪問支援については、~~令和２年度に市内に事業所ができて以降、~~利用者数は増加してきています。今後も希望する児童が利用できるように、受入れ側の理解促進

を図ります。また、米子市こども相談課において、発達支援員等が、障がいのある児童が在籍する保育施設等を巡回訪問し、保育士や保護者への支援を行っています。これらの取組により、地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進していきます。

○児童発達支援と放課後等デイサービスについても、~~運営基準の改正により~~インクルージョン推進の取組が求められており、その実現に向けて乳幼児期から本人、家族の希望に沿って障がいのない児童とともに保育や教育が受けられるよう、障がい児福祉サービス事業所、相談支援事業所、保育所、幼稚園、学校、放課後児童クラブ、行政で連携を一層進めていきます。

○医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターについては、養成研修の修了者が、市内の相談支援事業所等にコーディネーターとして配置されています。また、市役所内には関係課に４名のコーディネーターを配置しています。

（参考）市内事業所の内訳（令和７年度末現在）

サービス別	事業所数	
児童発達支援	16	児童発達支援センター２含む
~~医療型児童発達支援~~	~~1~~	~~児童発達支援センター１含む~~
居宅訪問型児童発達支援	2	
放課後等デイサービス	26	
保育所等訪問支援	5	
障害児相談支援	13	

※複数のサービスを行っている事業所あり

※休止中の事業所を除く

(2) 子ども・子育て支援等

① サービスの概要

サービス名	概要
第１号認定 （幼稚園等）	・対象は、満３歳以上から小学校就学前までの児童 ・幼稚園、認定こども園で教育を受ける。
第２号認定 （保育所等）	・対象は、満３歳以上から小学校就学前までの児童 ・保育所、認定こども園等で、保護者の就労等により、保育が必要な児童が利用。
第３号認定 （保育所等）	・対象は、満３歳未満の児童 ・保育所、認定こども園等で、保護者の就労等により、保育が必要な児童が利用。
放課後児童健全育成事業 （放課後児童クラブ）	・対象は、小学校に就学している児童 ・保護者が就労等により、昼間、家庭にいない児童が利用。

② サービスの見込量

人＝月間の利用人数

サービス名	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
第１号認定 （幼稚園等）	40 人	42 人	44 人
第２号認定 （保育所等）	120 人	126 人	132 人
第３号認定 （保育所等）	15 人	15 人	16 人
放課後児童健全育成事業 （放課後児童クラブ）	100 人	105 人	110 人

③ 見込量確保のための方策

○保育所、幼稚園、認定こども園においては、障がいの診断を受けている児童のほか、見守りが必要な児童の受け入れ体制を整えており、今後も障がいの有無にかかわらず、すべての子どもが共に成長できるよう、子育て支援施策との連携を図り、受け入れを推進します。

○放課後児童健全育成事業においては、待機児童が発生しており、受け入れの拡大を検討するとともに、支援や見守りが必要な子どもが、放課後を身近な地域で過ごすことができるよう環境整備に取り組みます。

○医療的ケアが必要な児童の受入れについて、保健、医療、福祉等の関連分野が、共通理解のもと、鳥取県を含め関係機関とともに協働する支援体制の構築を図り、住み慣れた地域で生活できるよう支援します。

7　地域生活支援事業

地域生活支援事業は、障がいのある人や児童、難病の人が、地域で日常生活や社会生活を営むことができるよう、社会参加の機会の確保を図り、障がいの有無にかかわらず安心して暮らすことができる地域社会の実現のため、さまざまな事業を地域の実情に応じて実施するものです。

【必須事業】

(1) 理解促進研修・啓発事業

①　制度の概要

日常生活及び社会生活をするうえで生じる「社会的障壁」をなくすため、地域住民に対し、障がいや障がいのある人に対する理解を深めるための研修や啓発活動を行うものです。

②　今後の方針

現在、鳥取県西部圏域の９市町村と共同で、地域支援セミナーとして実施しています。

今後も継続して実施するとともに、市のホームページなどを利用し、開催について市民に周知するなど、啓発活動を推進します。

(2) 自発的活動支援事業

①　制度の概要

障がいのある人等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障がいのある人やその家族、地域住民などが、地域において自発的に行うピアサポートや災害対策などの活動を支援するものです。

②　今後の方針

現在、この事業により市内にある障がい者団体の~~ピアサポート~~活動を支援しています。

今後とも事業の周知に努め、障がいのある人が自立した日常生活や社会生活をおくるための自主的な活動を支援します。

(3) 相談支援事業

①　制度の概要

障がいのある人や児童、その保護者や介護者などからの福祉に関する相談に応じ、必要な情報の提供や助言、サービス利用の支援などを行うとともに、虐待の防止や早期発見のための関係機関との連絡調整、権利擁護のための援助を行い、障がいのある人等が

自立した日常生活や社会生活ができるよう支援を行うものです。

② 今後の方針

現在、一般的な相談支援を行う「障害者相談支援事業」については、市内の４事業所に委託し実施しています。

引き続き、地域における障がい分野の相談支援の中核的な役割を担う米子市障がい者基幹相談支援センターと計画相談及び一般相談とが相互に連携することにより、本市における相談支援体制の充実と強化を図ります。

そのなかで、賃貸住宅への入居を希望しているが保証人がいない等の理由により契約が困難な人に対し、入居に必要な調整・相談等の支援を行う「住宅入居等支援事業（居住サポート事業)」についても引き続き実施します。

(4) 成年後見制度利用支援事業

① 制度の概要

本人の権利擁護のため、成年後見制度を利用することが有用な知的障がいや精神障がいのある人に対し、市長による申立手続きとそれに伴う申立費用の助成や後見人等への報酬の助成を行うものです。

② 今後の方針

今後、障がいのある人の権利擁護の観点から、成年後見制度の必要性はますます高くなると見込まれます。

本市では中核機関として、他の機関と連携しながら、身寄りのない人や親族からの支援を望めない人で、成年後見制度を利用することが本人にとって必要であると判断する場合、市長が後見人等の選任を求めて家庭裁判所に申立てを行います。

また、本事業により成年後見制度を利用する際の費用や後見人等への報酬の助成を行うことで、障がいのある人の権利擁護を支援します。

(5) 成年後見制度法人後見支援事業

① 制度の概要

成年後見制度の法人後見活動を支援するために、実施団体に対する研修や安定的な実施のための支援などを行うものです。

② 今後の方針

成年後見の重要性が増している状況を踏まえ、委託事業により法人後見制度普及推進研修会の開催や法人後見団体（組織）の立ち上げ支援を行います。

(6) 意思疎通支援事業

① 制度の概要

聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障がいや難病のため、意思疎通を図ることに支障がある人に、手話通訳者や要約筆記者の派遣、点訳、代筆、代読、音声訳による支援などを行い、障がいのある人等とその他の人の意思疎通を支援するものです。

② 今後の方針

障害者差別解消法に基づく合理的配慮の提供として、音声や文字で意思疎通を図ることが困難な障がいのある人への情報保障の取組を推進し、障がいのある人が、日常生活や社会生活を営む上で欠かせない意思疎通を支援します。

鳥取県手話言語条例に続き、平成 31 年３月に施行した米子市手話言語条例については、本市条例に基づく手話言語に関する施策を推進するため、推進方針の実施状況について検証し、必要な見直しを行います。

また、きこえない・きこえにくい人への手話通訳者や要約筆記者の派遣はもとより、みえない・みえにくい人への点訳等の支援や代筆・代読支援についても支援体制の整備に努めます。

(7) 日常生活用具給付等事業

① 制度の概要

障がいのある人や児童、難病の人などに対し、在宅等での日常生活がより円滑に行われるための用具を給付することにより、日常生活の便宜を図ります。

② 今後の方針

障がいのある人などが、地域生活へ移行するためにも、在宅での生活に必要な用具等の給付を継続していきます。

用具の種目や基準額等については、利用者のニーズや社会状況等を踏まえ、定期的な見直しを行っていきます。

(8) 手話奉仕員養成研修事業

① 制度の概要

きこえない・きこえにくい人との交流活動の促進、市町村の広報活動などの支援者として期待される日常会話程度の手話表現技術を取得した手話奉仕員の養成研修を行うものです。

② 今後の方針

手話奉仕員の養成として、鳥取県西部圏域の９市町村で共同委託により実施している

入門課程、基礎課程の研修を今後も継続して行います。

手話奉仕員は、意思疎通支援事業における手話通訳者派遣において、手話通訳者と同等と認められる手話奉仕員も当面派遣することができるとされていることから、手話奉仕員養成研修の受講者の拡大に向けた周知を図ります。

(9) 移動支援事業

① 制度の概要

屋外での移動が困難な障がいのある人等に対し、社会生活上必要不可欠な外出や余暇活動などの社会参加のための外出における移動を支援するものです。

② 今後の方針

移動に関わる他の障がい福祉サービスの利用も進んでいますが、余暇活動など社会参加のための利用は、引き続き見込まれます。

一方で、事業所の廃止や職員体制が整っていないなどの理由により、希望どおりに利用できない実態もあるため、安定的な提供体制の確保について関係事業者等と連携して対応を検討します。

(10) 地域活動支援センター機能強化事業

① 制度の概要

障がいのある人が通い、創作的活動や生産活動の機会の提供、社会との交流の促進を行う地域活動支援センターの機能を充実強化し、障がいのある人の地域生活を支援するものです。

② 今後の方針

~~現在、市内には5か所ありますが、利用人数の減少などの課題への対応だけでなく、地域活動支援センターが重層的支援体制整備事業のなかに位置付けられていることを踏まえ、地域活動支援センターの役割と機能を整理し事業の見直しを行います。~~

地域活動支援センターが、障がいのある人の居場所の提供はもとより、余暇活動や地域とのつながりの場となるよう、事業の充実強化に取り組みます。

今後についても、各事業所と連携し、新たな活動に挑戦することや、事業の周知に努めることにより、利用者を増やす取り組みを進めます。

【その他の事業】

(1) 日中一時支援事業

① 制度の概要

障がいのある人等の日中における活動の場を確保することで、家族の就労支援や障が

いのある人等を日常的に介護している家族の一時的な休息を提供するものです。

②　今後の方針

日中一時支援は、障がいのある人が作業所との併用で利用したり、障がいのある児童が、放課後等デイサービスの利用と併用して補完的に利用するなど、今後も利用ニーズが高まることが見込まれます。

利用を希望する障がいのある人や児童が、その障がいの状況や特性に応じた適切な支援を受けることができるよう、事業所や関係機関との連携を図り、支援体制の充実とサービス量の確保に努めます。

(2) 訪問入浴サービス

①　制度の概要

身体障がいのある人の在宅生活を支援するため、訪問により居宅での入浴サービスを提供するものです。

②　今後の方針

身体障がいのある人の在宅生活を支援するため、今後も引き続き実施します。

(3) 点字・声の広報等発行

①　制度の概要

文字による情報入手が困難な障がいのある人等のために、点訳、音訳その他障がいのある人等にわかりやすい方法により、市の広報や生活情報など、障がいのある人等が地域生活をする上で必要性が高い情報を定期的に提供するものです。

②　今後の方針

文字による情報入手が困難な障がいのある人等への情報保障の取組として、「広報よなご」をはじめとする市の広報物や生活情報等の点字版、音声版の提供を今後も継続して実施します。

(4) 自動車運転免許取得・改造助成

①　制度の概要

障がいのある人の社会参加及び就労等を促進するため、自動車運転免許の取得及び自動車の改造に必要な費用の一部を助成するものです。

②　今後の方針

障がいのある人の社会参加及び就労等を促進するため、今後も引き続き実施します。

地域生活支援事業（サービスの見込量）

【必須事業】

サービス名		令和9年度	令和10年度	令和11年度
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	実施	実施	実施
自発的活動支援事業	実施の有無	実施	実施	実施
相談支援事業				
障害者相談支援	事業所数	4か所	4か所	4か所
	実利用者数	857人	847人	837人
基幹相談支援センター	ー	設置	設置	設置
相談支援機能強化事業	実施の有無	実施	実施	実施
住宅入居等支援事業	実利用者数	26人	25人	25人
成年後見制度利用支援事業	利用者数/年	7人	8人	9人
成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	実施	実施	実施
意思疎通支援事業				
手話通訳者派遣	件数/年	1,122件	1,122件	1,122件
要約筆記者派遣	件数/年	20件	20件	20件
手話通訳者設置	設置者数	3人	3人	3人
日常生活用具給付等事業	件数/年	4,338件	4,383件	4,429件
手話奉仕員養成研修事業	修了見込者数	30人	30人	30人
移動支援事業	実利用者数	210人	220人	230人
	延べ利用時間数	10,156時間	10,640時間	11,123時間
地域活動支援センター	事業所数	3か所	3か所	3か所
	実利用者数	110人	120人	130人

【その他の事業】

サービス名		令和9年度	令和10年度	令和11年度
日中一時支援事業	実利用者数	150人	155人	160人
	延べ利用日数	8,259日	8,534日	8,810日
訪問入浴サービス	利用者数	4人	4人	4人